

# 東根市民生活応援商品券事業「取扱加盟店募集要項」

★加盟できるのは、市内で事業を営み、事業の趣旨及び以下の内容に同意いただける事業者です。

★前回同様、店舗側がスマートフォンアプリにおいて2次元コードを読み込む決済方法になります。

★スマートフォンやタブレット端末をお持ちの方は、専用のアプリをインストールすれば利用（決済）可能です。（【端末の推奨OS：iOS18.0以上またはAndroid15.0以上】推奨OS以外の端末や店舗のインターネット環境により、アプリ動作に不具合が生じる場合があります。利用開始日までに動作テスト（トレーニング）をしてください。）

★実行委員会が用意する決済用スマートフォンを利用する場合は、有料になります。詳しくは、別紙のレンタルスマートフォン利用条件をご確認ください。

★店舗面積が1,000m<sup>2</sup>以上の事業者（大規模小売店舗立地法に基づく届出をしている事業者）は事業協力金（換金総額の2%）のご負担をお願いします。

★加盟店には、ポスター、のぼり旗等を配付します。

## 1 事業の趣旨

エネルギー価格や物価高騰に苦しむ市民生活の消費を下支えするとともに、市内経済の活性化に資することを目的としています。

## 2 商品券事業の概要

- (1) 名 称 東根市民生活応援商品券（第3弾）
- (2) 発 行 者 商品券事業実行委員会（以下「実行委員会」と言う。）
- (3) 配付対象者 東根市民（令和8年3月1日現在で住民登録がある人）
- (4) 発 行 額 約4億7,800万円
- (5) 発 行 内 容 市民一人当たり10,000円分の商品券（世帯人数分をまとめて世帯主宛てに郵送。1世帯へ2種類（A,B券）の商品券を配付する。）  
紙チケットタイプ（いずれも決済は2次元コード読み取り方式）
  - ・全店舗共通（A券）：5,000円分
  - ・限定店舗用（B券・大型店以外）：5,000円分
- (9) 利用期間 令和8年4月30日(木)～令和8年8月31日(月)

## 3 商品券の配付から利用までの流れ

- (1) 4月中旬から下旬の期間で全世帯に郵送する予定
- (2) 4月30日(木)10:00に実行委員会において一括して利用可能金額を商品券へチャージ（入金）
- (3) 利用者は加盟店に商品券の2次元コードを提示して利用（決済）

## 5 商品券の使用範囲等

- (1) 実行委員会に登録された取扱い加盟店でのみ使用することができます。
- (2) 利用期間を過ぎた場合、商品券は決済できなくなります。
- (3) 転売、譲渡及び換金（現金や他の電子マネー等との交換）はできません。
- (4) 「東根市住まい応援事業補助金」を利用しての新築・リフォーム工事の支払いには利用できません。
- (5) 今回の配付型商品券においては、「たばこ」は「たばこ法における小売定価以外の販売の禁止」にあたらないため、販売可能とします。

(6) 商品券を以下に使用することはできません。

- ①明らかな資産形成となるもの（不動産や自動車購入、出資、金融商品、債務の支払い等）
- ②商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、プリペイドカード、宝くじなど換金性の高いもの
- ③国や地方公共団体への支払い（印紙、市指定ごみ袋を含む税金、使用料、手数料等の公租公課）
- ④仕入れ等の事業資金（原材料や機械類、仕入商品等の購入）

## 6 加盟店の責務等

- (1) 商品券での決済を拒むことはできません。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行うことはできません。
- (3) 原則的に加盟店登録の撤回はできません。
- (4) 加盟店は、実行委員会と適切な連携体制を構築し、商品券の適正な利用に努め、苦情や紛争に対し誠意をもって解決に努めてください。
- (5) 特定の政治団体と関わる店舗等や公序良俗に反する店舗等、暴力団又は暴力団員と関係を有する店舗等は加盟できません。
- (6) 商品券の規則に反する行為等が判明したときは、実行委員会は当該加盟店の登録を取り消すことができます。

## 8 商品券の決済及び売上金振込の流れ

- (1) 利用者が商品券2次元コードを提示します。
- (2) 加盟店は、店舗用アプリで2次元コードを読み込み、決済金額を入力し、利用者から確認していただいたら決済ボタンを押して決済が完了します。（決済額は即時システムに反映されます）
- (3) 原則月3回の締日を設け、原則締日の7日後（土・日・祝日を含む）にご指定の口座に売上金が振り込まれます。（詳しいスケジュールは別紙をご覧ください）

◆募集要項についての問合せ：市商工観光課商工労政係 TEL42-1111(代) 内線3112

### ●加盟店申込方法

- (1) 提出書類：加盟店申込書、振込口座が分かるもの（通帳の写しを添付してください）
- (2) 提出先：市商工観光課ご持参いただきか、郵送・FAX（0237-43-1151）等でお申し込みください。
- (3) 申込期限：令和8年2月27日（金）厳守